

## 第3章 地域防災力の向上

### 第1節 防災意識の高揚

市は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。これらの実施にあたっては、災害時要援護者に配慮するとともに、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制の整備にも努める。

#### 【実施担当機関】

政策推進部、教育委員会事務局、消防本部、町内会・自治会

#### 1. 防災知識の普及啓発

市民が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時において自発的な防災活動を行えるよう防災知識の普及啓発に努める。

##### (1) 普及啓発の内容

##### ア 災害等の知識

- (ア) 災害の態様や危険性
- (イ) 各防災関係機関の防災体制および講ずる措置
- (ウ) 地域の危険場所

##### イ 災害への備え

- (ア) 少なくとも3日分の飲料水、食料および生活物質の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品の準備
- (ウ) 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- (エ) 避難地・避難路・避難所の場所、家族との連絡方法等の確認
- (オ) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- (カ) 緊急地震速報等の適切な知識

##### ウ 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法
- (イ) 情報の入手方法
- (ウ) 地震発生時における自動車運転手が注意すべき事項
- (エ) 災害時要援護者への支援
- (オ) 初期消火、救出救護活動

- (カ) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- (キ) 避難生活に関する知識
- (ク) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法

(2) 普及啓発の方法

ア パンフレット等による啓発

ハザードマップ等防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報誌およびテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発及びホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。

また、外国語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や聴覚障害者等に配慮した、多様できめ細かい啓発に努める。

イ 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

ウ 防災教育啓発施設の整備・活用

住民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災資料館、疑似体験施設等を備えた防災教育啓発施設を整備・活用に努める。

2. 具体的な普及方法

市は、大規模災害時における行動、各家庭における備え等を内容とするパンフレットの配布や市広報誌での啓発や防災展の開催等によって、防災に関する知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚を図る。

また、町内会などの市民団体を通じた正しい応急手当の方法などの知識の普及、啓発を図る。

- (1) 地震に対する基礎知識（ハザードマップ等防災パンフレットの配布、町内会での説明会、講演会等の開催）
- (2) 地震発生時の被害想定（市広報誌等による被害想定への公開）
- (3) 市が実施している地震対策概要（市広報誌等）
- (4) 家庭における地震対策（ハザードマップ等防災パンフレットの配布、市広報誌、防災ビデオの作成等）
  - ア 災害情報の正確および的確な入手方法
  - イ 防災関係機関が講じる応急対策
  - ウ 山崩れ、崖崩れ等の危険箇所等に関する知識
  - エ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持ち出し品の準備等
  - オ 応急手当等看護に関する知識
- (5) 避難地、避難路、緊急交通路、その他避難対策に関する知識（町内会での説明会、講演会等の開催等）
- (6) 市民および地域社会としての役割（町内会での説明会、講演会等の開催等）

(7) 自主防災組織の必要性（町内会での説明会、講演会等の開催等）

### 3. 防災上重要な施設管理者等に対する防災知識の啓発

市は、関係機関と協力して、防火管理者講習会、危険物取扱者研修会等を実施するとともに、施設の立入検査および指導を行い、防災意識の啓発に努める。

(1) 不特定多数利用施設管理者への防災教育

- ア 一般防災知識
- イ 避難誘導対策
- ウ 施設の点検・改修
- エ 地震発生時の対応策等

(2) 中・高層建築物管理者への防災教育

- ア 一般防災知識
- イ 中・高層建築物火災の特性等
- ウ 災害発生時の行動要領等

(3) 危険物保有施設管理者への防災教育

- ア 一般防災知識
- イ 災害発生時の処理方法
- ウ 事故の未然防止対策

(4) 一般事業者における防災知識の普及

市は、大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識高揚のため、事業所単位での防災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。

### 4. 学校における防災教育

学校は、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

(1) 教育の内容

- ア 過去の地震及び津波災害の実態
- イ 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- ウ 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- エ ハザードマップを基にして、保護者、地域住民と共に自分の家や学校、地域の様子はどうなるかを知ること
- オ 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所の場所、家族・学校との連絡方法等の確認
- カ ボランティアについての知識・体験

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用

(3) 防災教育の推進

総合的な学習の時間の活用等により、災害についてのイメージーションを高めるような初等・中等教育における防災教育を充実し、防災に関する知識の普及を推進する。

また、防災に関する一定の知識を持った防災の専門家をボランティアとして登録し、防災教育の充実を図る。

**5. 東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応**

(1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。

(2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成することとする。

**6. 東南海・南海地震防災対策に係る相談窓口の設置**

市は、東南海・南海地震防災対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備を図るとともに、大阪府危機管理室と連携し東南海・南海地震等に関する情報を提供するものとする。

## 第2節 自主防災体制の整備

市は、市民および事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

### 【実施担当機関】

政策推進部、消防本部、自治会

#### 1. 自主防災組織の結成促進

市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の促進を図るため、府と連携を図りながら地域の実情に応じて町内会等を単位とした自主防災組織の結成を促進する。その際、組織リーダーを育成する防災委員制度の導入について検討するなど自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 町内会等に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 防災リーダー（防災委員）の育成（養成講習会等の開催）
- エ 防災教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ 防災訓練、応急手当訓練の実施
- カ 防災資機材の配布または整備助成、倉庫の整備助成および支援

#### 2. 自主防災組織の活動内容

自主防災組織が行う活動の内容は、次のとおりである。

##### (1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（災害時要援護者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）

##### (2) 非常時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

### (3) 各種組織の活用

女性防火クラブ、少年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

【地域防災計画関係資料】付表11：自主防災組織等一覧表……………P439

## 3. 事業所による自主防災体制の整備

従業員および利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

### (1) 啓発の内容

#### ア 平常時の活動

- (ア) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- (イ) 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- (ウ) 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- (エ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- (オ) 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力など）

#### イ 災害時の活動

- (ア) 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など）
- (イ) 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- (ウ) 初期消火（消火器や屋内消火栓、屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- (エ) 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- (オ) 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

### (2) 啓発の方法

府および経済団体と連携して、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- ア 広報誌などを活用した啓発
- イ 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- ウ 防災教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- エ 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

### (3) 企業防災の推進

- ア 防災機関と連携して、企業における防災の専門家を育成する。
- イ 企業は、災害時の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域

との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化や風水被害に対する浸水対策、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

#### 4. 救助・初期消火活動の支援

災害時において地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助・初期消火活動を支援するため、小・中学校、消防団詰所などの必要な場所に救助・救急用資機材を整備するとともに、初期消火活動用資機材の配置に努める。

## 第3節 ボランティア活動環境の整備

市および関係機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に連携して、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

### 【実施担当機関】

政策推進部、総務部、健康福祉部、大東市社会福祉協議会

#### 1. 受入れ体制の整備

##### (1) 受入れ窓口の整備

災害時にボランティア活動を行おうとするボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から大東市社会福祉協議会と連絡調整を行う。

また、市内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

##### (2) 連携体制の整備

災害時に迅速にボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう、平常時から大東市社会福祉協議会と連携を図るとともに、市内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

##### (3) 事前登録への協力

市では、大東市社会福祉協議会と連携のもと、災害時にボランティアとして活動できる全国の団体・グループと日常的に交流を図り、事前登録する制度について検討する。また、大阪府が行う事前登録に関する協力に努める。

#### 2. 人材の育成

##### (1) 人材の育成

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、大東市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーの養成、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

##### (2) 意識の高揚

「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）および「防災とボランティア週間」（毎年1月15日から21日まで）の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する市民の意識の高揚等を図る。

#### 3. 活動支援体制の整備

災害時に迅速にボランティア活動が実施できるよう、活動拠点、必要な資機材の提供等、ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。